

1. 携帯電話並びに携帯端末機器等の持込みによる使用について

(1) 携帯電話

- ・携帯電話は、会議中、電源を切断するものとする。

(2) 携帯端末機器等の持込みによる使用

- ・タブレット端末やノートパソコンについては、委員等が質問や討論のために原稿、資料を閲覧し、また、他の委員等の発言を記録するために限り、持込み、使用することを許可する。ただし、キーボード、マウス、操作音、音声などが会議の支障とならないよう、また、他の委員等の迷惑とならないよう節度を持って使用する。また、動画撮影、写真撮影及び録音は禁止する。

2. 報道機関に対する取材等の許可並びに間接傍聴について

(1) 報道機関に対する取材等の許可

- ・報道機関からの取材、撮影及び録音の許可の申し出があれば、条件を付して許可を行うものとする。

(2) 間接傍聴

- ・構成市町村の関係者の傍聴は、別室において間接（モニター、音声）傍聴を行うものとする。 ※当面、新型コロナウイルス感染症対策で開設を見送る